■ 第4回新潟市人権教育·啓発推進委員会議事録

日時:令和元年7月16日(火)午後3時~

場所:新潟市役所 分館6階 1-601会議室

(進行)

ただいまより、新潟市人権教育・啓発推進委員会第4回委員会を開催します。

私、冒頭の進行を務めさせていただきます、広聴相談課の南場と申します。どうぞよろしく お願いします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところをご出席くださいまして、誠にありがと うございます。本日は、9名全員ご出席となっております。

それでは、本日、第4回委員会の開会にあたりまして、新潟市市民生活部長の上所よりごあいさつを申し上げます。

(市民生活部長)

皆さん、こんにちは。市民生活部の上所と申します。

本日は、委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、本委員会にご出席いただきまして、 誠にありがとうございます。また、日ごろより本市の人権行政をはじめ、市政の各般にわたり まして、特段のご理解とご協力をいただいていますことを、この場をお借りしてお礼申し上げ ます。

さて、委員の皆様もご承知のように、社会情勢は刻々と変化しており、人権をめぐる課題も複雑かつ多様化しているところです。本市の人権教育・啓発推進計画につきましては、前回改訂の平成27年3月から目標年次である5年を経過する年度を迎えています。その間、国において、部落差別解消推進法をはじめとする、いわゆる人権三法が制定され、本市におきましても、

「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」をはじめ、さまざまな人権施 策を講じてまいりました。

これらを踏まえまして、人権教育・啓発推進計画の改訂にあたりましては、本委員会を立ち上げ、昨年度来,委員の皆様と意見交換させていただき、今回で4回目、今年度は初めてとなりますが、委員会を開催させていただくことになりました。今年度は計画改訂案を取りまとめるにあたりまして、3回の委員会を開催させていただく予定ですので、よろしくお願いします。

本日は検討内容が多いにもかかわらず、限られた時間で大変恐縮ではございますが、委員の 皆様からは専門家、又は市民のお立場で横断的な視点を含めまして、活発なご議論をいただけ ればと思っています。また、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、私のあ いさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(進行)

ありがとうございました。

今年4月の人事異動で所属が変更となった委員と、事務局でも交替がありましたので、ご紹介します。

最初に、齊藤裕子委員は新潟市立早通小学校から結小学校の校長にご栄転されました。

次に、横尾三代子委員は新潟市社会福祉協議会の地域福祉課から福祉相談支援課にご栄転されました。

次に、事務局ですが、さきほどごあいさつ申し上げた上所部長は男女共同参画課長からの異動となっております。

また、広聴相談課の渡辺課長は東区健康福祉課長より異動となっております。

ここで、新しく事務局を務めることになりました上所部長、渡辺課長より、一言ずつごあい さついたします。

最初に、上所部長からお願いします。

(市民生活部長)

上所でございます。

平成28年から昨年までの3年間、男女共同参画課におりまして、男女共同参画、男女平等といった視点での業務に携わらせていただきました。いわゆる性別の役割分担意識の解消というところで、いろいろな施策に取組んでまいりましたが、なかなかその意識を変えるところに難しさを感じております。

また、今回は、皆様に議論いただく一分野にしか私は携わったことがないのですけれども、 皆様からいろいろなご意見をいただきながら、素晴らしい計画になることを祈念しまして、お 力をお貸しいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(進行)

次に、渡辺課長からお願いします。

(広聴相談課長)

皆様、こんにちは。前任の川崎課長からその後を引き継ぎまして、この4月から課長として 広聴相談課にまいりました渡辺です。

先ほど紹介の中でもありましたけれども、前職は東区の健康福祉課ということで、主に区民の健康や福祉関係の分野を担当してきたところです。全く違う分野ということで、この4月からは毎日、日々勉強ということで四苦八苦しているところです。今日、今年度初めての委員会

ということで、計画の改訂ということで、事前にご覧になっているとは思いますけれども、かなりボリュームもたくさんある中で、この限られた2時間の中でご意見をいただくということで、非常に申し訳ないところです。

先ほど、部長のあいさつにもありましたが、専門的な視点や市民代表の視点ということで、 計画に対してさまざまなご意見を本日は頂戴したいと思っていますので、たくさん意見を出し ていただいて、また、できる、できない、修正可能かどうかは事務局の中で検討させていただ いたうえで、今年度3回という回数の委員会を予定していますので、その中で修正等、対応し ていきたいと思っています。本日は、よろしくお願いいたします。

(進行)

上所部長はこの後、他の公務がございますので、ここで退席いたします。

(市民生活部長)

どうぞよろしくお願いします。失礼いたします。

(進行)

次に、会議の公開について申し上げます。当委員会開催要綱第7条の会議の公開及び当委員会の傍聴に関する要領に基づき、会議の傍聴を希望する場合、傍聴できることになっております。

本日は、希望者がいませんので、報告申し上げます。お一人、報道関係者ということで新潟 日報様が取材に入っておりますので、報告いたします。

それから、会議の内容を市ホームページに掲載させていただきます。議事録の作成のため、 録音させていただきますことをご了承くださいますようお願いします。

さて、ここで、お手元の資料をご確認いただければと思います。最初に、本日お配りした資料は8点です。最初に、机の上の資料ですが、一つ目、本日の議事次第です。二つ目、本日の配席図。三つ目、当委員会委員名簿。四つ目、本計画に係る事務局案に対する意見・提案書。こちらは後ほど事務局から説明させていただきます。

そして、あらかじめ各委員の皆さまに郵送している資料です。まず、資料1として、本計画の 改訂について(概要)。続いて、資料2、本計画改訂事務局案の主な内容。資料3、本計画(事 務局案)。けっこう厚くなっております。続いて資料4、本計画の事務局案(新旧対照表)。こ れもかなり厚くなっています。

以上、8点です。不足はないでしょうか。

また、本日の会議の参考に、現行の本計画の冊子もお手元にご用意いただけたらと思います。 本日の会議は、午後5時までを予定しております。

それでは、議事に入りますが、これ以降の進行は田巻委員長にお願いしたいと存じます。ど

うぞよろしくお願いします。

(田巻委員長)

久しぶりでございます。今日もどうぞよろしくお願いします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の議事は、今ほどご紹介がありましたけれど も、新潟市人権教育・啓発推進計画改訂事務局案における全体の構成や論理展開について、ま た、分野別人権施策の推進に関し、不足している視点などについて、皆様からご意見をいただ きたく存じます。

最初に、事務局より計画改訂事務局案についてご説明いただいた後、委員の皆様による意見 交換を行いたいと思っております。

まずは、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

お世話になっております。事務局を担当しております、広聴相談課の松本と申します。よろ しくお願いいたします。

資料ですが、資料1、新潟市人権教育・啓発推進計画の改訂について(概要)をご覧いただきたいと思います。

1、現行計画の概要と改訂です。(1) 現行計画の概要について。計画の趣旨として二つありまして、一つ目の丸、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、いわゆる人権教育・啓発推進法に規定する地方公共団体の責務を踏まえた、本市、新潟市が人権教育・啓発の総合的な推進を図るための全体像を示すもの。それから、二つ目の丸、新潟市の基本構想・基本計画であるにいがた未来ビジョン、いわゆる新潟市総合計画が目指す、市民の人権と安全が確保され、安心して暮らす未来都市像の理念実現のため、基本的考え方などを示すものです。

三つ目の丸は、策定及び改訂の推移で、今回は2回目の改訂となります。

四つ目の丸は構成ですけれども、別のページで説明させていただきます。

(2)人権を取り巻く見直しの背景です。大きく分けて丸が二つあります。一つ目の丸、人権に関する法整備については、現行計画を改訂した平成23年3月以降で、女性活躍推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の制定・施行などが上げられます。

二つ目の丸、市民の関心が高まっている新たな人権課題、解決が急がれる人権課題については、性的指向や性自認に対する偏見や差別、それから北朝鮮当局による拉致被害者の長期拘束とその家族の高齢化が上げられます。

(3)計画改訂の方向性についてです。上の(2)の二つの背景及び社会情勢の変化、昨年度実施した市民意識調査結果等を踏まえて、全面的に見直しています。

2ページをご覧いただきたいと思います。 2、計画改訂の主なポイントです。 1の(3)計画改訂の主なポイントで説明しました、青色反転文字でお示しした(1)から(3)のものが上げられます。

- (1)人権に関する法整備を踏まえた反映。障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法など、人権に関する法整備を踏まえ、新潟市の施策に反映します。女性活躍推進法では、矢印として、推進計画の策定、職業指導等の措置、啓発活動など、法の趣旨の文言を二重括弧内のとおり、計画改訂事務局案の第5章1に盛り込んでおります。障害者差別推進法では、障がいを理由とする差別の解消について、計画改定案第5章4に。ヘイトスピーチ解消法では、人権教育・啓発の推進について、計画改定案第5章6に。部落差別解消推進法では、人権教育のための相談制度の充実など、人権教育・啓発の推進について、計画改定案第4章2、第5章5にそれぞれ盛り込んでいます。
- (2) 市民の関心が高まっている新たな人権課題、解決が急がれる人権課題への対応です。 第4章、分野別人権施策の推進において、さまざまな人権問題の一部から分野別項目に繰り上 げています。市民の関心が高まっている新たな課題として、性的マイノリティの問題を、多様 な性についての理解を促進し、差別や偏見の解消に向けた人権教育・啓発の推進について、計 画改訂案第5章11に。解決が急がれる課題として、北朝鮮当局による拉致被害者の問題を問題 解決のための政府の外交交渉を支える市民世論の啓発と被害者が帰国した際の支援、合わせて、 韓国・朝鮮籍市民の差別・排斥防止の啓発について、それぞれ盛り込んでいます。
- (3) 平成30年度実施の人権に関する市民意識調査の結果の反映です。人権課題について分析整理し、施策の方向性を示しています。
- 最後、(4)論理展開に即した構成の再編です。考え方、基本方針など、計画の屋台骨となる 章の追加をしています。第4章、分野別人権施策の推進における現状、課題、施策の方向性、 中身出し表記による文章構成の明確化などを行っています。

3ページをご覧いただきたいと思います。A3横のページ、3、計画改訂案の構成です。章を横3段枠で囲みまして、フロー図でイメージしてお示ししています。最も上の段ですけれども、第1章、第2章は考え方、理念と現状認識の記載です。読者を理解促進させる章立てを組んでおります。

中段の枠、第3章から第5章については、方針、施策の方向、施策の推進と、章が進むにしたがって段階的かつ具体的に論理を発展させていく構成にしています。例えば、赤矢印の方向に項目の論理を発展させていくということです。

最後、下段の枠、第6章については、計画推進の体制やフォローアップ等、総括の章として います。 続いて、4ページをご覧いただきたいと思います。こちらもA3横のページでカラー印刷を しています。4の計画構成の新旧対照表です。左の縦長枠が現行計画の構成、右の縦長枠が改 訂案の構成です。左の現行計画の章の内容に沿って背景を色づけして区分しています。改訂案 はどのような構成になるかということですけれども、右の縦長枠をご覧いただきたいと思いま す。赤字に下線が新規の追加または修正、青字は移動を示しています。移動については、左の 現行計画から右の計画案に色矢印線を引き、項目の全部または文言の一部が移動していること を示しています。

改訂案については、第1章から見ていくこととします。まず、第1章、基本的な考え方です。 現行計画の人権についての考え方や文言が複数の章に散見され、そのために計画の位置づけな ど基本的なことがらを冒頭に第1章として集約して明確化しています。

第2章、策定に当たっては、第1章追加による章の繰り下げとなっています。

第3章、人権教育・啓発の推進に関する基本方針として、現行計画の第2章から名称を変更 し、「1 基本的あり方」を追加し、「2 基本的な視点」との2項目にまとめ、その後の第4 章、第5章へ段階的かつ具体的に論理を発展させております。

第4章は、現行計画の章の名称が「第3章 人権を尊重する新潟市に向けて」というように理念、目的の名称となっていますので、記載内容に合わせて、名称を「第4章 人権施策の方向」と修正しています。この章の項目1の名称は、第3章の項目1、基本的あり方の具体的な内容の記載であることから、「様々な場・機会における」という文言を追加、記載しています。項目2の名称は、第3章の項目の2、基本的な視点で、人権が侵害されたとき、人権救済にとってとても重要な情報という文言がありますけれども、それに基づいて「人権救済のための」という修飾語を追加記載しています。また、(4) 救済制度の検討の記載は替わりませんが、現行計画(1)、(2) の記載内容を分解し、整理し直した結果、括弧書きを一つ増やしています。

第5章、分野別人権施策の推進は解決が急がれる課題として、項目9、北朝鮮当局による拉 致被害者と名称を修正して、市民の関心が高まっている新たな課題として、項目11、性的マイ ノリティを、それぞれ現行計画の項目10、さまざまな人権問題から繰り上げをしています。

続いて、資料2の計画改訂事務局案の主な内容と資料3の案の本編は一体的な資料ですけれども、説明は資料2に基づいて行い、委員の皆様は資料3をご覧いただきたいと思います。

計画改訂、事務局案の主な内容について、章ごとに説明させていただきます。まず、表紙を めくっていただきますと、最初が2ページ、第1章になっていますけれども、1ページ目に、 はじめにとして市長名の文章を掲載する予定です。

2ページから4ページ、第1章、基本的な考え方は、現行計画の人権についての考え方や文 言が複数の章に散見されまして、計画の位置づけの文言など、基本的なことがら、理念などを 冒頭第1章として集約し、明確化しています。

2ページの1、人権の基本的考え方は、はじめにや第2章などに記載していた人権に関する文言を集約化しています。2、計画の位置づけは、現行計画第1章3から移動し、裏の3ページはそれを目でとらえていただくための体系イメージも併せて移動し、一体的に読み取れるようにしています。製本段階になりましたら、2ページ、3ページは見開きにする予定です。

4ページをご覧いただきたいと思います。4ページの3、計画期間及び改訂についてです。現行計画第5章から移動しています。4の計画の目的は項目を移動し、キーワードを明確化しています。

次に、4ページをご覧いただきたいと思います。5ページから15ページ、第2章の策定に当たっては、7ページの(2)市民意識調査から見る市民の人権にかかわる意識及び14ページの(3)今後の課題を中心に、昨年度実施しました人権意識調査結果の分析を踏まえ、修正しています。

次に、飛びまして、16 ページをご覧いただきたいと思います。16 ページから 23 ページまでが第 3 章、人権教育・啓発の推進に関する基本方針となります。こちらについては、現行計画において人権教育・啓発推進法第 2 条の人権教育・啓発の定義のみの記載ですけれども、改訂事務局案は、第 3 条の基本理念を併せて記載することで、第 4 章以降に論理を発展させるため、項目として、1、基本的あり方を追加しています。

次に、19 ページをご覧いただきたいと思います。19 ページから 23 ページまでが第 4 章、人権施策の方向になります。こちらについては、現行計画の第 3 章が理念的な名称ですけれども、各項目の内容に沿った名称に修正しています。続いて、22 ページをご覧いただきたいと思います。2 、人権救済のための相談制度の充実等は、(4) 救済制度の検討の内容の記載は変わりませんが、現行計画 (1)、(2) の内容を分解、整理し、1 項目 1 内容に明確化した結果、括弧書きを一つ増やしております。

続きまして、24ページをご覧いただきたいと思います。24ページから48ページまでが第5章、分野別人権施策の推進についてです。24ページ、1、女性は、現状欄にDV防止法に基づく新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画の策定、女性活躍推進法に基づく新潟市女性活躍推進計画策定を追加記載しています。24ページ最終行からの課題欄及び25ページ、施策の方向性の文言を追加しています。

次に、27ページをご覧いただきたいと思います。2、子どもの項目になります。27ページ中段から下、施策の方向性の欄で、新潟市子ども・子育て支援事業計画、いわゆる新・すこやか未来応援プラン及び新潟市子どもの貧困対策推進計画、いわゆる子どもの未来応援プランの策定について、追加記載しています。いじめについては28ページの1行目、新潟市いじめの防止

等のための基本的な方針見直しにかかり、それらの記載を追加しています。

次に、29 ページをご覧いただきたいと思います。29 ページの3、高齢者です。こちらは現状の欄で新潟市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の改訂の記載に伴い、修正を行っています。課題の欄などを追加しております。

走り走りで申し訳ありませんが、次に、31ページをご覧いただきたいと思います。4、障がい者についてです。新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定に関して、32ページ真ん中以降、課題の欄、それから施策の方向性の欄を中心に記載しております。次に、34ページをご覧いただきたいと思います。5、同和問題です。現状の欄の下から2行目、部落差別解消推進法施行に関する記載の追加。それから35ページ、新潟市同和教育研究協議会に関する記載等を追加しています。

次に、37ページ、38ページをご覧いただきたいと思います。6、外国籍市民等です。こちらについてはヘイトスピーチ解消法の制定、日本語教育推進法制定、難民認定法の改正に伴う修正をしています。

次に、39ページをご覧いただきたいと思います。7、HIV感染者・ハンセン病患者等です。 こちらについては、世界エイズデーやその関連の啓発活動について記載しています。

次に、41ページをご覧いただきたいと思います。8、新潟水俣病被害者です。こちらについては、新潟市の啓発事業などの取組みや課題について記載しています。

次に、43ページをご覧いただきたいと思います。9、北朝鮮当局による拉致被害者について、 さまざまな人権問題の中の一つから、解決が急がれる人権課題として、項目を増やし追加して おります。それに伴い、国際的取組みの現状などを追加記載しています。

次に、右隣の44ページをご覧いただきたいと思います。10、インターネットによる人権侵害です。こちらについては、スマートフォンやSNS利用者の拡大に伴う人権やプライバシー侵害の問題を踏まえまして、修正を行っております。

次に、46ページをご覧いただきたいと思います。申し訳ありません、ここで一つ訂正させていただきたいと思います。11の項目、LGBT等性的マイノリティと記載しておりますけれども、「LGBT等」を削除して、「11 性的マイノリティ」という項目に訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

これについては、さまざまな人権問題の中から市民の関心が高まっている新たな人権課題として、項目に繰り上げし、追加しています。それに伴いまして、性的マイノリティに関する社会情勢の現状、新潟市の取組み等について記載を追加しています。

次に、同じ 46 ページの下から 3 行目、12、さまざまな人権問題についてです。46 ページから 47 ページにつながっておりますので、47 ページをご覧いただきたいと思います。ホームレ

スの問題です。こちらについては、ホームレス自立支援特別措置法及び生活困窮者自立支援法に関する記載を追加しています。

同じページ、犯罪被害者については、二次被害に関する記載を修正しています。

同じページ、刑を終えて出所した人については、再犯防止推進法に基づく国の再犯防止推進 計画の策定などの記載を追加しています。

次に、隣の 48 ページ、個人情報については、マイナンバー制度導入に伴う記載の修正をしています。

その下、職業差別については、新潟市の施策の方向性の記載を追加しております。

その下に、現行計画では婚外子という問題がありますけれども、その中に「除籍した戸籍上の差別記載の問題が残ったまま」という文言がありまして、この問題に対して、平成25年9月25日の最高裁判所において、出生届に嫡出子または嫡出でない子の別を記載すべきとする戸籍法の規定は憲法14条に違反しないという棄却判決がありましたので、参考にさせていただいております。

49 ページをご覧いただきたいと思います。第6章、総合的かつ効果的な計画推進に向けてです。現行計画において、この中に3の項目として、計画の評価という記載があります。目標年次及び見直しの記載を第1章3に移動していますので、改定案については「3 計画の評価」と修正しております。

最後に、第6章の次に主な用語の解説が掲載になりますけれども、恐れ入りますが、各施策の担当課の確認不足がありまして、今回は掲載しませんでした。次回、第5回委員会の資料において提出させていただく予定ですので、その際は確認をお願いしたいと思います。

私からの資料の説明は、以上でございます。

(田巻委員長)

ただいまのご説明を受けまして、最初に事務局から提案していただいた案の全体の構成と「第 1章 基本的な考え方」から「第4章 人権施策の方向」について、ご意見をいただきたいと 思います。

時間に限りがありますので、発言はなるべく簡潔に、そして各委員からひととおりご意見を いただくように進めたいと思います。ぜひ、ご協力をお願いしたいと思います。

また、後ほど事務局より説明があるかと思いますけれども、今日、この場でご発言いただけなかった場合や字句・用語の訂正などは、その後、メールやファックスなどでもご提言が可能なようですので、それも踏まえて、今日この場だけではないので、ご発言をお願いしたいと思います。

それでは、まず、全体の構成について、あるいは第1章から第4章までも個別に各論的にご

意見等があれば、それも併せてお寄せください。

(太田委員)

まず、1点申し上げます。34ページに「5 同和問題」の項目、私どもからすれば「部落差別問題」と書いていただきたいのですが、「日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人々が長い間経済的、社会的、文化的に低い状態におかれ」と書かれています。同和教育あるいは部落差別の教育が・・・

(田巻委員長)

失礼します。すみません、お話の途中なのですけれども、これは第5章ですよね。

(太田委員)

全体だから。

(田巻委員長)

ただ、これは個別の文言とか表現につながる話ですので、第5章は後でお話しいただきたい のですけれども。

(太田委員)

私が発言したのは、こういう表現自体が非常に部落差別につながるので、考え直していただきたいという要望なのです。

(田巻委員長)

それはタイトルの同和問題も含めてですか。

(太田委員)

同和問題本文にかかわる問題なので。私は内容は言っていないのですけれども。委員長、ど うしたらいいでしょうか。

(田巻委員長)

それは「第5章 分野別人権施策の推進」のところですので、全体にももちろんかかわるのですけれども、もう少し後でもう一回お話しいただけますか。

(太田委員)

分かりました。そのときにまた私から説明させてもらいます。

(田巻委員長)

改めまして、全体の構成、そして「第1章 基本的な考え方」、「第2章 策定にあたって」、「第3章 人権教育・啓発の推進に関する基本方針」、「第4章 人権施策の方向について」、いかがでしょうか。

(室橋委員)

まず、4ページにかかわる考え方です。「4 計画の目的」で、「人権文化」ということを話

します。考え方としては当然なのですけれども、多様性社会の実現という大きなとらえ方がも う一つ必要なのではないかと思っていまして、そういう考え方をしていただければいいのかな と。ダイバーシティの考え方をきちんとここに入れる必要があるのだろうと思っています。

それから、9ページ目に「③日本の社会における人権意識」で、前回,平成25年調査の比較の関係で、人権が「守られていない」ということが9.3ポイント減少したと。これは大きな減少率なものですから、これは受け止め方をもう少し、全体にかかわるものですから、しっかりと受け止めたうえで議論したらいいと思っています。問題提起になります。

それから、14ページの「(3) 今後の課題」のところで、「人権という言葉のイメージ」について、市民がどういう意識を持っているかが述べられています。「差別」と回答する方が非常に多いと。これはまさにこの計画の性格を表している内容だろうと思っています。そういった意味で、先ほどの太田委員の議論もそこに関連するものだと理解していますので、お願いしたいと思います。

それから、差別に対してどう対応するかという意味で、しっかりと最初のところで述べられている点では非常に評価したいと思いますが、もう一方、ダイバーシティの考え方、多様性社会に向けて、どういう計画にしていくのかということがもう1本ほしいと思います。

(田巻委員長)

今の点について、事務局から補足説明等があれば。なければこのまま進めますが、いかがで しょうか。

今の段階ではないですか。

(室橋委員)

なければもう一つだけ。この計画自体は、私ども市民代表で集まって議論して、我々の考え 方として計画を改訂していくわけですけれども、これを市として受け止めて具体的な施策に反 映していくのですよね。作った計画を受け止めないと、職員の皆さんが十分頑張って作ったも のを、市長、教育長としては執行部として受け取らないということはないのですか。その確認 だけさせていただきたいと思います。

(事務局)

計画自体は新潟市の計画になります。今回、記載はありませんけれども、冒頭1ページには、 今まで市長名はなかったようですけれども、市として、市長としての文言も入れていこうとい うことで、まだ詳細はこれからになりますけれども、そういった形でしていこうと思いますの で、当然、市の計画になりますので、受け入れる、受け入れないというよりは、私ども新潟市 が作っている計画ということです。

(室橋委員)

政府が金融庁の試算を含めた計画を受け取らないと、特に受け取らないということばかり言っているものですから、こういうことはありえないですよねということで、確認だけです。

(田巻委員長)

はじめに確認したかったのですけれども、今回のこれは、先ほどご説明があったように令和 2年3月に改訂するということで、そこで発表するということですよね。今回、この会議の後、 9月とか、次の予定はどうなりますか。

(事務局)

次回の委員会の開催は、10月を予定しています。

(田巻委員長)

10月でしたね。となりますと、どこまでタイムスパンがあって、これを精査して最終的に整えることができるかというスケジュールについて、もう一度ご説明いただけますか。それによって進行が少し変わってくるのではないかと思いますので。

(事務局)

今日、お配りした次第の最も下に、次回の第5回委員会の開催日程が書いてあります。四角囲みになっています。開催日は10月2日、予備日として10月9日となっています。今日を含め、委員の皆様からのご意見いただいた内容について、その対応を事務局で検討します。検討した結果などを反映させた計画改訂事務局修正案を第5回委員会で提示させていただき、さらに委員の皆様からご意見をいただきます。その後は、12月議会で計画改訂案として提出したうえで、その後にパブリックコメントとして市民の方からご意見をいただく場があります。そのパブリックコメントを反映させたものが最終的な形になると考えています。それで、3月に最後のこの第6回委員会を開催するときは、その最終のものを確認いただく予定です。

(田巻委員長)

後でご説明いただけるとおっしゃったのですが、これについて関係してくるのかなと思って、 先にご説明いただけるとありがたいのですが。

(事務局)

今回、第4回委員会につきましては、時間が限られていますので、語句の修正や細かな修正は、文書等でご提出いただきたいと思います。資料で別途、皆様にお配りしていますけれども、

「新潟市人権教育・啓発推進計画に係る事務局案に対する意見・提案書」という一枚紙の様式を示させていただいていますので、こちらでこと細かにご意見をいただければと思います。締め切りは8月7日水曜日までとさせていただいておりますので、こちらで意見をいただいて、その対応を事務局で検討します。対応結果を踏まえまして、また10月の第5回委員会に計画改訂事務局修正案をお示しさせていただきたいと思います。その後、ただ今、説明がありました

が、12月の冒頭に議会の常任委員会でパブリックコメント案ということで説明させていただいて、12月下旬から1月下旬にかけて、1か月くらい、市民意見の募集、パブリックコメントの募集をいたします。その後、最終的にパブリックコメントの意見を反映した改訂案、最終案を3月のこちらの第6回委員会にお示しさせていただくことになりますので、8月7日までに文書でご意見をいただきたいと考えています。

(田巻委員長)

そうなりますと、今日、かなり時間が限られていますけれども、そこでご意見がまとまらない部分も含めてこれに反映させて、8月7日までということですね。8月7日というのはけっこうタイトだと思うのですけれども、厳守なのですよね。

(事務局)

はい。申し訳ございませんが、お願いいたします。

(田巻委員長)

分かりました。

では、戻りたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

(太田委員)

当初、この回でも北朝鮮の拉致の問題でいろいろ論議があって、していなかったわけですよね。国際的な人権侵害については、この場にそぐわないと。事務局案の中でも非常にそのあたり、一方では危惧されている在日韓国、朝鮮の方に対するいろいろな差別に対して配慮するとあるのですが、人権の視点で考えた場合、これについて新たに起こした意味について。この場では、一応、載せないでおこうという討論があったと思うのですけれども、敢えて出された意味が、私は目的がはっきりしないのです。

(田巻委員長)

失礼ですけれども、それは第5章ですよね。第5章については、後ほど個別にやりたいと思いますので、第1章から第4章で。

(太田委員)

先ほど、個別はまた別だということで、この表の中で。

(田巻委員長)

それは構成という意味では対応するところですけれども、第5章の構成も含めてということであれば、事務局としてはいかがでしょうか。後で第5章で話したほうがよければ、お預かりしてまた後ほどにしたいと思いますが。全体の構成としては、第5章に9を設けるのはどうなのかという話ですよね。ですので、また後ほど第5章でお話しいただきたいと思います。

(太田委員)

あと1点あるのですけれども、第5章の個別に入りますけれども。

(田巻委員長)

それはまた後ほどすみません。

(太田委員)

私が言うと、具体的な推進体制、これは現在、(新潟市の人権啓発主管課である) 広聴相談課でやっておられるのですよね。啓発のそういうところについて。それで、第5章でまたおっしゃるようにそれがまた出てくるのです。案の中でどこの課が人権啓発、これだけ広い課題ですから、これを一つの組織図というか、そのように考えれば、この中にその構想みたいなものがあってもいいはずだと思うのですけれども、最後のページを見ると各課で対応するみたいな形なので、非常に私としては混乱するのですが。

(田巻委員長)

そちらについては、恐らく、第6章の1、2が関係してくることだと思うのですけれども、 そちらも第5章の後にお時間を取っています。

全体の構成と第1章から第4章までまず進めたいと思います。いかがでしょうか。特に「第 1章 基本的な考え方」などは重要なところだと思いますし、あとは、室橋委員からのご指摘 について追加するようなことがあれば、いかがでしょうか。今回は時間もあれですので、全員 には振りませんけれども。

特にないようでしたら、私から申し上げていいでしょうか。「第1章 基本的な考え方」というか、そもそも人権、先ほど室橋委員からご指摘があった「人権文化」という言い方について、趣旨や意図は分かるのですけれども、ここに含むのはどういうことなのか、もう少し詰めたほうがいいのではないかと思います。多様性もそうなのですけれども、あとは、個別の文言もかなりそうなのですが、人権というものが侵害されたことに対して何か対応することが中心になっていたり、あるいは、人権というのはこういうことを含むのだということも提示されているのですけれども、まだ足りない部分と、あるいは偏っている部分があるという印象を全体的に持ちました。そもそも「第1章 基本的な考え方」のところで、「1 人権の基本的考え方」の最初のところですけれども、「個人の尊厳に基づく誰からも侵されることのない固有の権利です。」と言って、権利なのですけれども、同時に権利というのは常に義務でもありますので、人権を守るという意味は、今度はみんなで守っていくという義務もあるのだということで考えると、侵害されたときにはこういうことがありますだけではなく、人権とはそもそもこういうものであり、受け止め方としてはこういうことを受け止めなければいけないということをもう少し分かりやすく提示することが必要なのではないかと思いました。ただ、前回までの計画として、すでに(平成19年の策定及び平成26年の改訂で)2回あるので、そことのある程度の一

貫性とか整合性も必要なのかなと、そこも担保する必要があるのではないかと思います。

あとは、例えば、今回の事務局案ですと「第3章 人権教育・啓発の推進に関する基本方針」で、「第1章 基本的な考え方」を詰めたほうがいいというところの延長で、「2 基本的な視点」が2番目としてあります。具体的なページで申し上げると、17 ページでしょうか。前回から「(1)「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ」が今回もあるようなのですが、私は若干違和感を抱いています。この思いやり・やさしさがどういう視点で、そして権利主体性がどういう視点なのか。意味は基本的には分かっているつもりですけれども、これは前回と同じパターンでいいのかどうかを考えていて、人権は思いやり、優しさという、寛容だったり相手への配慮だけではもちろんないですし、むしろそこに誘導するような文言かなと思います。また、権利主体性だと、それぞれの人権を主張し合うというニュアンスが、意図されていないとしても、主体だけではなく、やはり客体ももちろんあるわけですし、何かこのあたりの文言あるいは発想が少し理解しにくいと思っています。

その次の「(2) リーガル・リテラシー(法を理解し使いこなす力)を重視する」ということで説明もあるのですけれども、これが少し唐突のような気がしています。前回もこれは使われているので、問題としてはかなり議論されたうえでこちらが、例えば、人権侵害があったときにはそれをきちんと受け止めて、法に基づいて対応するということを一人一人が身に着けるべきだという発想だとは思うのですけれども、そうだとしても、この計画の中でこれはかなり唐突感と、難しい言葉として見受けられるので、市民にとっては容易に受け入れたり理解したり、あるいは自分のものとしてそしゃくすることが少しハードルが高いのではないかという印象を持っています。

室橋委員からのご指摘の多様性、ダイバーシティということは非常に重要だと私も思っています。一人一人の人権が全体的なテーマであるということと、それからそれが一人一人の人権を大切にするということは結局は等しいのだということで、どの人の人権も等しいということがもう少しうたわれてもいいのではないかという気がします。

あとは、8ページに「②「人権」という言葉のイメージ」として差別ということでしたけれども、「差別」に関しての踏み込み方も足りないのではないかと思います。これが差別、あれが差別ということは言っているのですけれども、そもそも差別というのはなぜ起こるのかとか、どのように回避すべきなのかということについて、「第1章 基本的な考え方」で示したほうがいいのではないかと思います。

(太田委員)

私は、新しい課題として、第4章で、これはアンケートも取っていないですけれども、例えば、市議会で議決された(平成30年6月議会 議員提案第53号「旧優生保護法下における優

生手術の被害者に対する補償等,救済の実施による早期解決を求める意見書」)、強制的に国で決まった法律で、あれも重要な人権課題だと思うのです。それがこの場で何も議論がないというのもまたおかしな話なのですけれども、事務局からもその点については、優生思想、強制避妊の問題で、議会でも問題になりましたよね。それについて、私自身は重大な人権問題だと考えているのです。事務局として、それについては考えに入れられたのかどうか、あるいは、市民のアンケートも作っていないし、具体的に国の施策なのだから国の方針に従ってやればいいのかなという問題でとらえているのか、そこは私としてはすっきりしないと思います。

(田巻委員長)

強制避妊の問題について、どこで。

(太田委員)

新たな第4章で項目を設けるべきだと思います。

(田巻委員長)

人権施策の方向のところですか。

(太田委員)

人権施策の推進ですよね。細かいところでは、第5章になると思うのですけれども。

(田巻委員長)

要はまた第5章のところにもう一度戻ります。

すみません、では、第1章から第4章と全体的なところに関して、私からもう1点だけ付け加えさせていただきたいのですけれども、前のほうに、今回、私たちが昨年から行ったアンケートの結果を反映していろいろなデータが載っておりますけれども、先ほど室橋委員からご指摘もありましたけれども、人権の関心とか、それから守られているかどうかに関して、9.3 ポイントの減少、私もこれは気になりましたし、関心の低さは前回までに私たちのところでも気になっていたところだと思うのです。こちらも、せっかく実施したアンケートの分析がまだ不十分なのではないかと思うのです。そうしたら、それを反映させた形で、前のほうはもう少し充実させたほうがいいのではないかとも思いました。

(髙橋委員)

第1章から第4章までの話ですけれども、概ね、章立てとか何とか、これでいいのかなと、 割と分かりやすくなっていると思います。ただ、冒頭、委員長がおっしゃった、「第1章 基本 的な考え方」のところに、以前は「はじめに」のところにけっこう義務と権利が書いてあるの で、そういうものはもう少し膨らませたほうがいいのではないかと思います。

それから、何点かよろしいでしょうか。「てにをは」は後でペーパーで出しますが、大きいと ころで、市民意識調査の回答割合について、何割と書いてあるのですけれども、そこのルール が非常にあいまいかなと。四捨五入しているのであればそれはそれでいいのですけれども、何 割半ばとか、何割前半とか、いろいろな使い方をしてありましたので、そこは統一したほうが いいのではないかと思います。

それから、少し気になっているところがいくつかあったのですが、大きいところだけ申し上げます。14ページです。「(3) 今後の課題」で、新潟市はいろいろやってきましたということで、書いてあるのですけれども、「しかしながら」と否定して、「平成30年調査では「人権侵害を受けたことがある」と回答した人が増加し。」一生懸命やっているけれども増加しましたねと。次の、「「今の日本は人権が守られていない社会だ」と回答した人が減少している」という言い方が、逆のことを言っているのかなと思います。むしろ減少してもいい話なので、一生懸命やって、その成果として減少しているのですというならつながるのですけれども、これは逆に守られていないことが減少していることは少しおかしいのではないかというところが一つありました。

また、先ほど委員長が言った"リーガル・リテラシー"が私は全く分からないのですが、これは一般的に定着している言葉でしょうか。

(田巻委員長)

そういうことはないと思います。法学でも、うーんという感じだと思います。"リテラシー" 自体が難しい言葉です。

(髙橋委員)

そうですね。あまり横文字を使うと、一般の方はなかなか理解が正しくできないのかなと、 私は気になったところです。

それから、17 ページなのですが、表現が非常に気になりまして、「2基本的な視点」にまた書きがあります。「また、人権侵害をする人やされる人」という表現なのですけれども、される人というのはどういうことなのですか。あるいはする人やされる人という表現を、例えば、人権侵害の加害者あるいは被害者とか。私としては、ここはまるっきりなくてもいいのかなと思います。削除でいいのではないかと思います。これはかなり気になりました。

それから、これは学校の先生がいますのでお聞きしたかったのですけれども、20 ページの「(3)学校における人権教育の推進」です。ここで言う「生きる力」というものがあるのですけれども、これは前に「確かな学力と豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力などを備えた子どもの育成が求められています。」と言っておいて、「そのため」、つらつらと非常にいいことを書いて、たくましく生きるための健康・体力と、私も気になって国の(人権教育・啓発に関する)基本計画を見ましたら、「生きる力」というところの定義が若干違っているではないかと思います。国の基本計画を見ますと、「生きる力」というのは「自ら学び、自ら考える

カ、そして豊かな人間性」。これは合っているのですけれども、生きる力というのは、皆さん、 国の計画に基づいてやっているわけですから、ここは文言なのですけれども、これが少し気に なったところです。

第4章までで大きいところでは、大体そのようなところです。

(伊原委員)

2点ほど思ったことをお話しします。

先ほど、委員長から指摘がありました、人権意識に関するアンケート結果ですけれども、資料4の新旧対照表で言いますと、14ページから15ページにかけてです。「③日本の社会における人権意識」ですが、このアンケートの分析に関する評価が私は少し納得いかないと思っているところです。守られているという回答が9.3ポイント減少したということですけれども、むしろ関心が高くなったからこそ守られていないという自覚が生まれるのではないかと思います。あと、分からないという回答が9.5ポイント増えたということですけれども、分からないという回答の扱い方はけっこういろいろな見方があると思うのです。まじめに考えるほど、このことについて自分はよく分かっていないなと、分かったつもりにならないで問題意識を持ち始めるときというのは、まず、分からないから入るのではないかと思います。分からないが増加したイコール関心が低いと取るのは、少し疑問があります。今のお話、分からないという層が多いことを踏まえて、関心が低いと結び付けるのは疑問があるというお話に関しては、計画の報告書、同じ意見を申し上げまして、それを考慮いただいて、左側の関心の低い層うんぬんという言葉は削っていただいた経緯がありますので、参考にしていただければと思います。

もう1点ですけれども、室橋委員がおっしゃった多様性という考え方について、とてもなるほどなと思いました。何となくこれまでの人権教育・啓発推進計画やそういったものの流れは、人権侵害をやめよう、やめようという流れで来ましたけれども、人権侵害をやめようというよりは、先ほど委員長がおっしゃったように、みんながそれぞれ個人として尊重されるという、それは尊重するべきというよりも、義務なのだと。あなたが受けた嫌なことが人権侵害なのですというよりも、皆さん個人個人の義務を果たしましょうと。それは多様性の尊重という形で義務を果たしましょうという、新しい視点というか、昨今出てきている視点だと思います。この計画の部分部分を考えるに当たっては、多様性の尊重というところを大きくうたわれるのは、最近の時代の趨勢に沿った流れではないかと思います。いろいろな問題を考えるに当たって、みんな違って当たり前なのだというところを出発点にするというのは本格的だし、根本的です。(田巻委員長)

最後に伊原委員がおっしゃったことが、まさにこの後の第5章につながると思うのですけれ ども、第5章、例示としてこれだけピックアップしていますけれども、結局は、いろいろな人 がいろいろな形で存在する中で、これだけが個別の案件としてあって、こういうように分類されている人たちのこととか、こういう人権のことがどうこうということではなく、すべて包括的に人権というのは対象となるのだということを全体的に訴えるためには、まさにその多様性を、今回は新潟市のものとして掲げることに意義があるのではないかと、私も思います。

(赤塚委員)

第3章2(3)に「人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける」というものが今回もそのまま変わらずに残っているのですけれども、これがそのまま生かされて今回も入ってきたのには、やはりそれなりに力づける何かがあったのか。それで、力づけるというと、人権侵害を受けた側としている側が上下みたいな感じがして、とても上のほうからその人たちを力づけるみたいな、そういうことはできるのかということを感じたのです。力づけるという言い方ではなく、また別の表現方法があるのかということも、今、少し浮かびませんけれども、そういうところが、力づけるというのが、少し自分でこの言葉が疑問に思ったところです。

(田巻委員長)

私も同感です。人権侵害された人という言い方もどうなのだろうと、項目として挙げるのも どうかと思うのですけれども、力づけるというのは、励ますようなニュアンスで、そういうこ とではないですよね。人権侵害されたという事実を正すことが必要で、それを受けた人々をど う支えていったり、被害に対応するかという話と力づけは少し距離のある言葉ではないかと思 います。

時間の関係もありますので、また個別の、文言は直したほうがいいと思うところが多々ありますので、あとは意見・提案書でお寄せいただくとして、第5章、先ほど太田委員がご指摘になったところから、「第5章 分野別人権施策の推進」ということで、各項目別にやっていきたいのですけれども、時間もありませんので、思いついたところの項目でお話しいただければと思います。

太田委員、改めてお願いします。

(太田委員)

「5 同和問題」の項目において「<現状>」ですけれども、「一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれ」と表現されています。これも新潟市史を見ていただくと分かるのですけれども、江戸時代、いわゆる解放令(1871年 太政官布告)前までは、草履を作ったり刀身を作ったりということで、職業を持っていました。あるいは、川が多いものですから、渡りの関係で、一部の人ですけれども、お金などをもらってそれをやっていたもので、決して経済的に、それほど貧困ではなくて、普通の方と一緒に生活できたという点を浸透させていただかないと、部落の人は非常に惨めで、部落差別というのは、ご承知のように、今は教え

方が変わっていて、昔みたいに士農工商穢多非人というよりも、武士がいて、商人と農民がいて、そこから疎外されて部落民がいたという教え方、今の同和教育は変わってきているのです。

変わってきた理由は、新潟市内は少ないですけれども、少し長くなりますけれども、他県では農家をやられたり何かをすると。ただ、皮革の産業が非常に穢れるみたいな、仏教も含めて思想があったというところで、決して貧しくはなかったわけです。

そういう点をきちんとさせたうえで、解放令以降、仕事を奪われてきたわけですから、当然、 貧しくなるわけで、そこから本格的な近代部落差別が始まったということをきちんと言っても らわないと、あたかも、よく私も部落に入って、何か私は悪いことをやってきたのではないだ ろうかと、本当に生活が苦しいということはよく聞くわけです。この表現であれば、拡大をし てしまうという危機意識を私は持っています。部落は部落の人でそれくらいの差別が現実的に はやられていましたけれども、解放令以前においても、その中でもたくましく、差別を受けれ ば抗議して生きてきたという歴史も新潟の中にはあります。

ここの表現をもう少し今に合うように変えていただかないと、橋の下に住んでいたとか、嫌な言い方ですけれども、そういう差別を拡大するだけだと思います。これが人権のための一つの施策というか重要な文書になるのであれば、そこについては変えていただきたいと思います。 釈迦に説法かもしれませんけれども、きちんとしていただきたいと思います。

(田巻委員長)

確認ですけれども、現状のところで最初に書かれている、太田委員からご指摘があったところは、新潟市とか新潟地域というよりは、一般的な表現ですよね。

(事務局)

そうです。新潟に限らずです。

(田巻委員長)

限らずですよね。その部分と新潟の現状というか。

(事務局)

次のページが新潟のことになります。

(田巻委員長)

総論的に、いわゆる部落差別問題というのはこういうことですということを提示したうえで、 新潟はこうですという流れなのかなと私は理解しました。

この点について、まずはご指摘ということで、ほかにいかがでしょうか。項目を一つずつやろうと思ったのですけれども、少し時間的に厳しいので、気になったところを言っていただければと思います。

(室橋委員)

40ページの「7 HIV感染者・ハンセン病患者等」のうち、「(2) ハンセン病患者等」の「<課題>」で、「さまざま機会を捉え」うんぬんという認識になっています。具体的な、例えば、(新潟) 県は年1回ハンセン病施設をバスで訪問するという取組みをやっていて、ようやく今年から各市町村の人権担当者にも声をかけて、どうぞというようになりました。まだまだ一般市民にまで声をかける状況にはないようですけれども、いずれにしましても、ハンセン病患者、元患者ときちんと交流の機会を設けて理解を広げていくという記述に変えていっていただきたいと思います。

次に、42ページ「8 新潟水俣病被害者」の項目について。新潟水俣病患者に対する差別は、 金目当てとか、それから、見た目には分からないものですから、偽患者ではないかといった差 別意識が広がったのです。差別をなくしていくための計画ですので、そういう差別の実態を書 いていく必要があるのではないかと思っています。

次に、46ページの「11 性的マイノリティ」の項目についてです。生殖と婚姻の分離という考え方が必要ではないかと思っています。同性同士のパートナーシップ、結婚という手続きもすでに広がってきているわけで、婚姻と子どもを作るという生殖の分離をどのように進めていくかが、多分、差別を生まないための計画の課題認識がいるべきではないかと思います。

それから、先ほどの太田委員からの、前回の中で私もきちんと議論できなくて大変申し訳なかったと思っていますけれども、低い高いという物差しではないのです。別の世界といいますか、全く別のところに置かれていたという認識に取られるのが正しいところで、ぜひ、そういう理解に立っていただければありがたいと思います。

(横尾委員)

「3 高齢者」の項目で29、30ページです。もし、可能であれば加筆していただきたいのですけれども、ここに課題で上げられている以外に、今、認知症の問題があります。2025年には5人に一人が認知症と言われていますけれども、そういった状態になっても尊厳を持って安心して暮らせるまちづくりということで、新潟市が進めている『認知症安心ガイドブック』が発行されていまして、この中の取組みでも、市民に向けた認知症のサポーターの養成講座とか、そういった理解を促進するような取組みを積極的に行っているということも、ぜひ、加筆したらいいのではないかと思います。財産や権利を守ることもここに記載されていますので、そのようなことも併せて加筆できたらいいのではないかと思います。

続いて、「2 子ども」の項目ところです。26、27、28ページとあるのですが、この中のどこに入れたらいいかは迷うところですが、子どもの権利を守るための物差しとなっている「子どもの最善の利益」という言葉がどこかに入るといいなと思います。それが守られているのかどうかがとても大事なことなので、それは、ぜひ、この中の文言に入れていただきたいと思いま

す。

(田巻委員長)

一番重要なところ、人権条約のメインです。

(太田委員)

35ページなのですけれども、やはり同じ部落(同和)問題で、「一方、第三者による身元調査については9割近くが『すべきでない』」と書かれています。これは(新潟)市に対して失礼ですけれども、(新潟)県が調査したものとは非常に違う数字が出ています。それで、質問の仕方がどうだったか、(新潟)県とは内容が違って、ここの理解に私は非常に苦しむのです。(新潟)県はたしか5割くらいが身元調査をします(肯定意見が49.1%)と今のところ出ているのです。(新潟市の)聞き方自体は、あなたが同和の身元調査をされたらどうですかと、たしかそういうアンケート調査だったと思うのですけれども、そうであれば、ここにおられる方を含めて9割以上の方が反対と言うに決まっているわけで、部落に対する意識はどうなのかという点で、もっとこれは精査をきちんとしていただきたいと思います。

(田巻委員長)

今の点については、今回の調査の結果は、それはそれでよろしいのですか。新潟市ではこのような調査結果になったということを反映させた文言なので。

(太田委員)

私は、9割であれば非常に嬉しいわけですけれども。

(田巻委員長)

そのような結果が出たので、このように書かれているわけですよね。

(太田委員)

ただ、設問の仕方が、「あなたが身元調査をされた場合にどうですか」みたいな聞き方を、た しかされたと思うのです。アンケートを。そうですよね。

(事務局)

質問の仕方は、「第三者が本人の了承を得ないで身元調査を行うことについて、あなたはどう考えますか」と。

(太田委員)

そうですよね。反対するに決まっていますよね。

(室橋委員)

補足させてもらいます。「事前に了解を得ないで」というのが入っていますよね。

(事務局)

「本人の了承を得ないで」と。

(室橋委員)

そうです。(新潟) 県やほかの市町村の場合はそれが入っていないのです。一般的に、身元調査をすることについて、どうかと聞いているものですから。事前にこれだけ書いてあれば、これはみんな反対するだろうという。

(太田委員)

思いますし、嫌に決まっていると思うのです。

(田巻委員長)

あくまでも、ここは今回調査の結果を踏まえての表現というか説明なので、これはこれと私 は理解しましたけれども、ご指摘、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。ないようでしたら、この時間を使って、私から話をさせていただいてよろしいでしょうか。

まず、「1 女性」の項目からですけれども、大体、内容的にはよく理解しているつもりなのですが、気になるのが、女性の人権尊重の妨げとなっていることの一つとして、女性活躍推進法のように、雇用機会とか労働機会のことを一方で掲げていることと、DV防止法の絡みで、女性のことを言っているということがあって、今、女性が向き合っている問題としてはこれなのだとは思うのですが、気になるのが、DVの被害者イコール女性というのがかえって刷り込みになるかなという表現で、今、男性のDV被害者もかなり増えています。もちろん、女性に比べたらぐっと少ないのですけれども、それは比べる話であって、とにかく差別とか暴力の対象が男性、女性と固定的にならないようにするのが、まず、とても重要だろうと思うのです。項目を掲げているのが女性なのですけれども、そこにDVがイコールで図式化されないように工夫したほうがいいのではないかというのが1点です。

それから、「6番 外国籍市民等」の項目でヘイトスピーチのことが出てくるのです。ヘイトスピーチというのは別に外国籍の方だけではなく、どこでも起こっていることなので、ヘイトスピーチ解消法の対象となるのが特に外国出身者とかその子孫に対する差別意識なのだと、ここもまた刷り込みかなという気がしています。ほかの場面でもヘイトスピーチはさまざまありますので、職場などでも起こっているので、書き方、あるいはここを固定的にしないようにしたほうがいいのではないかと思います。ヘイトスピーチに関する認知度をここに入れてしまっているので、それはそうではなくて、全体の前のほうに持ってくるとか、何か書きようがあるのではないかと思います。外国籍市民等に対しては、特にこういう面からの差別とかがあるという指摘はいいと思いますけれども、それがとても固定的だと思います。

それから、「10番インターネットによる人権侵害」ですけれども、これはほかと違って、ほかはだれかが対象、差別とか人権侵害とか人権施策の対象となる人とかが項目になっていたり、

同和問題だったり、あるいはさまざまな人権問題なのですけれども、これはインターネットによる人権侵害という、現象だったり、これも問題とするなら問題だろうと思いますし、インターネットによる人権侵害の何が本質的に問題なのかが明確ではなくて、やはり差別意識だったり人を誹謗中傷するという対応が、匿名とか便利なツールでできてしまうことが問題なのであって、この項目の問題性というか、何が現状で何が課題かというところが少し不明確ではないかと思います。今回、これは新規に設けたのではなく、前回からということであれば、前回、どのような議論があったか分からないので、あまり言ってはと思ったのですけれども、私は少し疑問を持ちました。特に、LINE等で、若者がこうした、先ほど言ったリーガルではないですけれども、情報リテラシーが不足していることによってこういうことをするというのは、別にインターネットではなく、だれかを傷つけるということはそもそもしてはいけないのだというのが根本だと思うので、インターネットによるというだけではなくて、面と向かってだろうが何をしようと、こういうことはいけないのだという総論のところの話なのではないかと。たまたまこれはインターネットという道具を使っての話だと思うので、このように項目で分けたときに同列、同格になる話なのかどうかということを少し思いました。

「11 性的マイノリティ」の項目で、先ほど室橋委員からご指摘のあった婚姻と生殖のことですけれども、私は婚姻と生殖ということを切り離してというご意見自体には賛成なのですけれども、これを性的マイノリティのところで扱うと、いかにも性的マイノリティの人だけにこの問題が発生しているというようになるかなというきらいがあるので、そうではなく、とても顕著な例としてはもちろんあるのですけれども、同性同士であれば自然生殖はできないということも確かにそうなのですが、そもそも、婚姻と生殖を結び付けていること自体が人権侵害というか、侵害まで行かなくても踏み込みすぎていて、これはリプロダクティブ・ライツ・ヘルスという専門的な用語がありますけれども、生殖に関して、男性であろうと、特に女性ですけれども、いつ、誰と、どのように、もしくは何人子どもを生むか生まないか、そういったことについて他人から踏み込まれることは必要ないというか、それはさせてはいけないということが今はありますので、それを設けるのであれば、そちらかなと思います。そちらも人権尊重、侵害かなと思います。

それで、今回、初めて「性的マイノリティ」が項目に格上げされて、さまざまな人権問題から1項目上がって、これは全国的な、法務省をはじめとする計画にも即した対応だということは私は理解していますので、それであれば、なおさら全体の、先ほど伊原委員からもご指摘がありましたダイバーシティという観点から、もう少し工夫した表現でここを展開すると、より充実していいのではないかと思います。

それから、最後に、さまざまな人権問題の中の47ページに、「(犯罪被害者など)」というこ

とで、「犯罪被害者とその家族は」ということで項目を上げられています。犯罪被害者に対して少し手厚くという方向に、21世紀に入ってから犯罪被害者の刑事裁判における被害者参加制度もそうですけれども、対応がなされたと思うのです。私はここに、今回入れなくても、考え方として、むしろ、例えば、犯罪加害者の家族もかなり侵害されているという、問題意識として思っています。被害者と家族というのは、被害を受けた側なので、裁きのうえから言うと絶対的に守られるという位置づけで、しかし、実は、刑事事件においては犯罪被害者が直接に対応するのではなく、検察等国家権力が対応するので、犯罪被害者が不在のままにいろいろ事件が進んでいくということでクローズアップされるようになりましたけれども、いろいろなマスコミ等の扱いもそうなのですが、加害者自身は、もし罪を犯したのであればその罪を償う必要がありますけれども、加害者の家族に対して無用な人権侵害が起きているという現状を踏まえると、もしこれを包括的に考えていくのであれば、あるいは「(刑を終えて出所した人)」とその下にあって、犯罪の加害者という想定でこういう人たちが用意されているのであれば、むしろその人たちの家族についても言及するほうが公平なのかなと思いました。

(室橋委員)

3点あります。1点目は、27ページの「子ども」のところになるのですけれども、いじめを子どものところだけに特化していいのかなという感じが、正直していまして、社会や企業でのいじめも含めて、命を奪う差別行為としてのいじめということで、最初に委員長が言われたとおり、何が人権侵害、何が差別で何が人権なのかということも、議論の中でこれをきちんと埋め込んでいくということが必要なのかなと思っています。27ページから28ページにかけてのいじめの表現は、軽いいじめのことしか書いていないように思えて、非常に、新潟市で亡くなった人も出ていますので、正直言って非常に弱いなと思っています。

2点目は、31ページの文章にあるように、「障害者基本法」の平成23年の改正のことが出ています。平成23年の障害者政策の転換というのはとても大きい転換であって、圧倒的多数の健常者がごく一部の少数者の自立を助けてやるという「障害者自立支援法」をなくして、そして「総合支援法」に変えて、そして「障害者基本法」も改正したという大改訂なのです。特に、「障害者基本法」の第1条には、障がいを個性として見ようと。そして、ありのままの、社会で受け入れた、そういう社会をみんなで作っていこうということを宣言しているすごい改正だったのです。これが全くそこに触れることなく、一文字で済ましているというのは、人権の取組みにとっては極めて大きな問題だと思っています。これはきちんと整理しておいていただきたいと思います。

3点目は、先ほど太田委員から話がありました、「優生保護法」の関係です。新潟の取組みで、 私は事務局をやっているもので、本来、私が言わなくてはいけなかったのですけれども、太田 委員から出していただきまして、ありがとうございました。先ほど委員長が言われたとおり、最初のほうで、差別とは何なのかという議論の中で、優生思想が未だに続いているということをこの中でも確認していかなければいけないことなのだろうと思っています。それが平成8年まで法律として生き延びてきた。みんながそれでいいと思ってずっとつい最近までやってきたという事実についても、我々はきちんと総括する意味でもどこかで記述して、なおかつ、人権の計画ですから、項目の中にどこかで優生思想に抗してという考え方を入れる必要が今でもあると思っています。さまざまな課題がありますので、解決はなかなかできない問題ですけれども、問題提起と、それから方向だけでもどこかに示す必要があるのではないかと思っています。

(田巻委員長)

いずれも重要なご指摘、ありがとうございました。

(伊原委員)

2点、気になったところを申し上げたいと思います。先ほど、「女性」の中で、DVの話があったのですけれども、女性に関する切り口というだけで切るのは、いろいろなものを含みすぎているのではないかと思います。かつて、多分、この計画が始まったころは、女性は家庭の中でのみ生きるものだという価値観に近いものがあったかもしれないのですけれども、今は、外で、男性と同じ、企業や社会の中で働く場面で、女性だからといって評価を不当に扱われることに対する問題と、家庭の中で、女性に限られたのでしょうけれども、DVの問題。家庭の中でだれかが同じ構成員であるだれかを、順位があるかのように扱う、家庭の中で対等でない関係性があるということに関する問題、女性一般に関する問題、どの視点で分類してもいいのではないかと思います。どのようにこの構成を分類したらいいか、私はまだ具体的なアイデアはないですけれども、例えば、一つ、家庭内でのお互いの尊重、家庭内の、女性もそうですし、もちろん男性もそうですし、そして子どももそうですし、それぞれが一人の人として尊重される状態であると。なので、DVなどは被害者が男性であろうが女性であろうが許されるものではないですし、子どもに対する虐待も、一人の人間に対する態度として、それは許されるものではないでしょうという結論に導いていくものかなと思いました。

あと、先ほどの優生思想の話に関してですが、なにがしかのことを書いておくということは 私も賛成です。例えば、ここなのですけれども、強制避妊の問題に関して、立法的な解決が図 られたと思います。ただ、これは被害に遭われた方に情報がなかなか行かないのではないかと いう問題点があるやに聞いています。例えば、そういったことがあった、特にそういったこと があったという反省と、現在、立法的解決がされたと。ただ、それがきちんと被害に遭われた 方に伝わって、事後的にでもそういった補償がなされる、人権回復措置がなされるためには、 市としてもそういった方々に届くように徹底しなければならないとか、周知に努めるとか、そ のようにやりますということを書いておくのは一つの方法ではないかと思います。

(齊藤委員)

「子ども」のところなのですけれども、施策が書いてあるところと前に書いてあることが合っていないと思うのです。施策に4種類のことが恐らく書いてあると思うのです。一つは子どもの虐待の問題、それから貧困の問題、それからいじめの問題、それから子どもの命を守る安心・安全の問題の四つ、施策の方向性が書いてあるのだけれども、課題を見ると二つしか書いていなくて、その前の現状を見ると、現状のところはもっと分かりにくくて、こういうデータでこうなっていますと。四つにきちんと分けて書いていないので、四つ呼んだときに、いろいろなことがあまりにも書かれすぎているなと思ったので、四つの中ももう少し施策も四つに分けて、合うように前の文書を書いていただくといいのではないかと思います。

それから、先ほど室橋委員がおっしゃった、いじめと子どものところで、この前、私が一番ショックだったのは、いじめの問題は学校だけだと思っていたら、企業や就職したところでもそういうことで非常に困っている人がいるのだという結果を読んで、私ははっとさせられたのです。小さいときにいじめはいけないのだということをしっかり教育していくことが、そういうことも防いだり、大人になってもよい関係を築いていけるという方向性がえられるのではないかと思います。ここになるのか、その前の学校における人権教育になるのか、大きくなってもみんなが差別やいじめをしないで気持ちよく過ごせる方向性を目指すというのを、ぜひ、入れるといいのではないかと思います。

(太田委員)

私も関連するのですけれども、手前みそになりますけれども、部落解放同盟としては、今年から保育園から人権保育を開始するということで、生まれてからその点をしっかりしようということで、教育関係については、一定の学年になっていますけれども、生涯と言っているわけですから、生涯であれば、生まれ落ちたときからいろいろな差別とか、生きるうえでそういうことがあるわけですから、その辺を含めて、人権教育啓発の推進計画の中に、その全体を、基本的には保育の時代を含めて入れてほしいと思います。これは総論的な感じになりますけれども。

(齊藤委員)

今のものに関連してですけれども、私は移動してから幼稚園の園長も兼ねています。結(むすぶ)幼稚園の運営方針の中の大きな柱に人権教育を中核に据えた保育ということがあって、その意味は、一人一人が大切にされて安心して過ごせる環境を整えるということなのです。小学校に入ってやるのも大事なのだけれども、小さいときからそういうことに気持ちを育てていくことをやっていくことで、もっと子どもたちに自然な形でやっていけるのではないかと。こ

れを見ると学校におけると書いてあるのだけれども、もしかすると、もっと前の時、幼稚園や 保育園やこども園の時から入るといいのではないかと思っています。

(田巻委員長)

今、いろいろなご意見を拝聴して、なるほどと思いました。少し戻るのですけれども、こう した話は、結局、基本的な考え方のところでしっかり提示する話なのではないかと思います。 2ページの人権の基本的考え方の書きぶりなのですけれども、これはあまりにも表面的すぎる かなというのがあって、憲法で保障されている基本的人権の尊重なのですけれども、では、こ れはどうなのかということは、一人一人理解していないから、多分、人権というものがあまり 浸透しないのではないかと思うのです。例えば、今、齊藤委員がおっしゃったように、一人一 人が大切にされるとか、安心して生活するというのは、いろいろな保証なのだと思うのです。 侵害と言ってしまうと、何かもう想定されている権利があって、それが侵されるというと、そ の権利が何かがみんな分からないのに、あるいはどういう状態が一人一人が人権を保障されて いる状態なのかということが分からないのに、侵害されたらなどと言っても分からないのでは ないかという気がしています。安心・安全とか、暴力も差別もすべて含めて、こういったこと をしてはいけないし、こういったことを守っていきましょうということをもう少しかみ砕くな り何なりして、しっかり提示したほうがいいのではないかという気がしました。ここら辺が一 番書き換えるというか、今回、せっかく改訂の機会を得たということであれば、これからこれ を5年間使うのであれば、少し時間をかけてでも総論的なところはしっかり作ったほうがいい のではないかと思います。ほかの自治体でもこれをやっていると思うのですけれども、やはり、 新潟市独自のオリジナリティとしても、特色あるものを出していったほうがいいのではないか と、個人的には思っています。

時間になりましたので、次に、第6章の総合的かつ効果的な計画推進についてということで、 先ほど太田委員からご指摘をいただきましたけれども、広聴相談課だけではなくというご発言 がありましたけれども、もう一回いかがですか。

特になければ、ほかの方はいかがでしょうか。

(室橋委員)

見直しに入るということで、2回目なのですけれども、1回目の見直しのときには見落としていたのですが、どこかといいますと、第6章の3の計画の評価のところで、前々回のところでは、盛り込まれた内容がそれぞれの事業にきちんと反映されているかどうかを懇談会に報告してチェックするということが明記されているのです。前回、私はこれにかかわっていて、それが抜けていることに気がつかなかったのですけれども、今、県の指針もそれを入れるということで原案ができております。市の段階でも、長岡市は昔から入っていますし、上越市と新発

田市ではそのようになっています。名前はあるけれども機能していない南魚沼市とかもあるのですけれども、これはなぜ抜けたのかなという気がしています。理由を聞いても仕方がないので、前々回と同じようにきちんと入れていくということを要望したいと思います。

(髙橋委員)

第3の計画の評価なのですが、また書きの最後になりますけれども、「『関心』の回答が高まっているか注視しながら」という表現ですが、これは関心の意識の推移を見るとか、こういったものに注視するのかなと思ったのですが、ここで高い回答を求めているのですよね。そういうことなのでしょうか。高まっているかを注視するという。

(田巻委員長)

高まるべきということが前提にあって、それでですよね。

(髙橋委員)

趣旨は恐らくそういうことなのでしょうね。

(田巻委員長)

私は、ここは、すみません、少し理解が不足していて、この計画は何のためにどこまで何を目指してなされているものか、少し射程がよく分からなくて。そうすると、ゴールとしても、評価というのは何が評価の対象になるのかが分からないので、人権が護られているという意識とか、あるいは人権に関する関心が高まるということが想定されての計画ということですよね。きっとそれだけではないですよね。この太い枠、人権教育・啓発というのは何かという定義もあったうえで、それをとにかく新潟市としては発展させていこうということで細かなことを書いているときに、この計画の評価がこれでいいのかというのは、少し疑問に思います。例えば、前回の計画に対してどのような評価をしたのかについて、私たちはこれをいただいていましたか。

(事務局)

現状としては、現行の計画の 42 ページの 2 段落目、進捗状況を各部署で自己評価し、庁内推進会議で検証したうえでということで、個別事業は市のホームページに掲載しながら積極的な情報公開を行い、市民からの意見、要望を聞きながら改善に努めます。これが評価の部分なのですけれども、今現在、この中でやられているのは、各部署で自己評価したものの取りまとめを毎年やっています。今年度、どのような事業を行いましたという、人権にかかわってくる事業です。それで取りまとめて市のホームページに掲載というところまでやっています。皆様からご覧いただくことができます。ただ、推進会議での検証というのが、今、室橋委員から言われたように、名前だけでまだ行われていないと。現状としては、内部でまとめて検証を行っているのが現状です。

(田巻委員長)

現行の計画に対して、私たちのこの委員会で評価をどう共有するかということはまた別の課題なのかなと。これを策定するに当たっては、踏まえたほうがいいのではないかと思います。

あと、見直しが今回落としてあるのは、何か理由があるのでしょうか。

(事務局)

見直しは落ちていなくて、資料3の4ページに、見直しを持ってきています。一番上に計画 期間と改訂ということで、期間がいつまでですと。それから見直しはこうしますという流れの 中に含まれます。

(太田委員)

42 ページに「ハンセン病」の関係がありますよね。これは障がい者の個人でしょうけれども、家族の方が訴訟で国の、安倍さんが陳謝されたと。そういう深刻な差別になるわけです。家族がこの中に一言も入っていないのは、人権教育・啓発をするうえでは、あのときと時期が違うと言われればそうなのですけれども、そういう大きな流れの中にあるのだということで、その辺を付け加えて、当然、家族が新潟にもおられるわけですから、おられればという言い方は失礼ですけれども、新潟にもそういう差別を受けた方がおられるわけですから、少し書き込むべきだと思います。新潟市は何をしているのだと言われるのは私もしゃくですし、そういう点では、きちんと言っているのだというところで、付け加えていただきたいと思います。私は障がい者のほうも家族について入れてほしいですけれども、この辺はいろいろ、今後の議論になると思うのですけれども。

(田巻委員長)

そうですね。直接の当事者とその家族も当事者となりうる話ですので、どこまで、どういう 人たちの人権を尊重していくかというときに広げるという可能性を考慮、検討する余地がある のかなと思います。

(伊原委員)

最初のほうなのですけれども、資料3の4ページ、最初のほうで話題になりましたけれども、「人権文化」という表現が気になりました。これは新潟市のどこかの条例などでも使われている言葉なのですか。計画を策定するに当たってお作りになったオリジナルの言葉なのですか。

(田巻委員長)

これは前回は載っていなかったです。

(伊原委員)

そうなのですか。私は前回欠席したので、それでここにあったので。

(田巻委員長)

※印で定義されている、本計画における「人権文化」とはうんぬんであるという、これはどこでどう作られたものなのですか。

(事務局)

これは前回の計画にも表記されていますけれども、今回の計画のキーワードになるので、目立つような形で、今回、記載しています。

私自身も「人権文化」はこの計画で初めて見た言葉になりまして、どういうものなのかなと 思って調べると、ほかの都市の人権に関する記載の中で出てくるもので、新潟市オリジナルで はないという認識です。

(伊原委員)

今、私がお話しした意図は、条例で「人権文化」という表現が用いられているのであれば、 その条例を実現するために、この計画もあるのだという意味で、「人権文化」という表現を計画 に取り込んで尊重しなければいけないのかなと思ったのですけれども、あくまでもこの計画で 使っているだけのものであれば、「人権文化」という表現を使わなくてもいいのではないかと思 います。何となく方向性が定まらない感じがするというか、文化という、明確に意識しなくて も皆さんの日常の中に当たり前に存在するものというイメージが私はあるのです。それと、例 えば、17ページの「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へと。権利の主体性を各自 が意識するというのは、文化としてそこに存在するものというよりは、確固たる信念のもとに やるものだと思うので、どちらかというと、文化と言うのだったら、思いやり・やさしさのレ ベルでそこに存在しているもののほうに親和性がある表現なのではないかと。そこに少し違和 感を覚えました。そういう意味では、「人権文化」という表現にこだわる必要がないのであれば。 それと、一人一人の人権が大切にされるというのは、つまり、多様性の尊重だと思うのです。 なので、多様性の尊重という言葉をキーワードに持ってきてもいいのではないかと思います。 多様性を尊重していく中で、それぞれ、やはりお互いの主張がぶつかる場面、権利がぶつかる 場面、そこは思いやり・やさしさで調整していきましょうという理屈なのではないかと感じて います。

(田巻委員長)

私も全く同感です。

(太田委員)

私は少し違うのです。何か今の社会はマイノリティ、いわゆる「人権文化」というのは、私は代弁する気はないですけれども、マイノリティの方をどれだけ大事にしているかと。あるいは、マイノリティの人たちが言葉を発せられる世の中になるのかということを、多分、言いたいのではないかと。よく取ればですけれども。

(伊原委員)

それこそが多様性の尊重だと思うのです。

(太田委員)

そうですよね。

(伊原委員)

その人がマイノリティに属する方であろうと、一人の人として大事にされましょう、お互いに大事にしましょうと。その人の発言を一人の他人格として尊重しましょうということだと思うので、おっしゃっていることは。

(太田委員)

同じだと思うのです。

(田巻委員長)

私はむしろ、マイノリティというくくりをなくしていくために、それを進めるようなことで、それが逆に文化として形づくられると、それはどうなのかと。文化というのは、伊原委員がおっしゃったように、自ずと形成、醸成されるものであって、こちらから何かこういう文化にしましょうと押しつけるものではないのではないかということがあって、少し違和感を覚えています。何か理想があって、それに向かってみんなで行きましょうというように誘導しているような気が、少し言いすぎかもしれませんけれども、していて、おっしゃったように、権利主体性のような確固たるものをもってみんなきちんと自分の、それは武器であり、自分の身を守る術として持ちましょうという、リテラシーもそうなのですけれども、そういう話と、社会全体で作っていきましょうという話は少し別だと思いますので、文化というようにくくってしまうと、何かまたステレオタイプな枠に当てはめていく、社会に当てはめていくような印象を持ってしまうのです。結果的にこういう人権を尊重する文化になるといいねとは思うのですけれども、最初からこれがというのは、最初にこれを読んだときはう一んと思ってしまったので。ただ、伊原委員がおっしゃったように、策定された何かがあって、新潟市としては何か確固たるイメージでこれを使っているのであれば別というか、かなり説明をしたうえで使う話かなと思いました。

あと残り5分ということで、まだまだご意見、ご提案等あると思うのですけれども、時間で すので、議事を終了して進行を事務局にお返しします。

(事務局)

田巻委員長及び委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、大変ありがとうございました。

本日いただいた事務局案へのご意見は、今後、事務局案の修正の参考とさせていただきます。

また、時間の関係でこの場でお話できなかったご意見やご提案も、引き続き頂戴できればと思います。お配りしています、先ほどの意見・提案書ですが、一応、その様式をお配りしましたが、自由な様式でかまいませんので、出しやすい方法でファックスもしくはメールにてお出しいただければと思います。それで、申し訳ありませんが、締め切りは8月7日とさせていただきたいと思います。この様式は皆様にメールでデータでもお送りしたいと思います。

あと、本日の議事録を作成しますので、皆様にご確認いただける準備ができましたらメール または郵便でお送りします。表現の違い等を修正願えればと思います。期限は、送付の際に余 裕を持って設定いたします。

次回、第5回は、事前調整させていただいたとおり、10月2日水曜日午前10時からを予定しています。万一、市議会の日程などの関係でこの日の開催が難しい状況に備えまして、翌週の10月9日水曜日午前10時からを予備日とさせていただきます。申し訳ありません。ここでは計画改訂の事務局修正案をお示しし、それに対するご意見をいただきます。

ご質問はありませんか。

(伊原委員)

次回開催の会場はどちらの予定でしょうか。

(事務局)

分館1-601会議室を押さえてありますので、この場所になります。

(田巻委員長)

改訂案は今回のように前もって郵送等でお送りいただくのだろうとは思うのですけれども、 それはどのくらい前にいただけますか。やはり、読む時間とか、ほかの仕事との兼ね合いがあって。

(事務局)

そうですよね。今回、けっこうぎりぎりになってしまいまして。

(田巻委員長)

なるべく早めにいただけるようであれば。

(事務局)

2週間くらいでしょうか。頑張ってみます。

(田巻委員長)

分かりました。大変だとは思いますけれども、よろしくお願いします。

(事務局)

本日は、さまざまな意見をいただきまして、ありがとうございました。委員の皆様からご発言いただいた意見に対して、また、8月7日までに追加の質問をいただくことになりますが、

いただいた意見は整理して、表現が足りない部分などさまざまあるので、そこについては修正 を加えていきたいと思います。

また、リーガル・リテラシーなどの基本的な視点の部分は、前回の計画の策定時にさまざまな議論があって、大きく分けて四つのくくりを作ったが、少し分かりづらいかなという部分もあったりするので、そういったところも、今日いただいた意見のほかに、お伺いできればと思っています。

長時間、ありがとうございました。

(事務局)

あと、事務連絡ですけれども、駐車券は後ほどお出ししますけれども、無料処理済みですので、このまま出庫していただいて大丈夫です。

それでは、以上をもちまして第4回委員会をすべて終了といたします。大変ありがとうございました。